

2024年5月吉日
はりま電力株式会社

電気需給約款の改定についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社はこのたび、2024年8月1日付けで電気需給約款を改定することといたしましたので、下記の通りお知らせ申し上げます。

弊社では引き続き、お客さまには安心してご利用いただけるよう、更なるサービス品質向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【実施日】

2024年8月1日

【改定内容】

- ・容量拠出金相当額の追加
- ・容量拠出金相当額に関する箇所の変更

以上

改定前	改定後
<p>12. 契約種別</p> <p>契約種別は別表第 10 表契約種別の通りといたします。</p>	<p>12. 契約種別</p> <p>契約種別は別表第 11 表契約種別の通りといたします。</p>
<p>13. 電気料金等</p> <p>電気料金は、契約種別ごとに以下の通りとします。</p> <p>(1) 電灯プラン A</p> <p>別表の最低料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>(2) 電灯プラン B</p> <p>別表の基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額といたします。</p> <p>(3) 低圧電力</p> <p>個別条件書の基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額といたします。夏季に使用された電力量には夏季電力量料金単価を、その他季に使用された電力量にはその他季電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。</p>	<p>13. 電気料金等</p> <p>電気料金は、契約種別ごとに以下の通りとします。</p> <p>(1) 電灯プラン A</p> <p>別表の最低料金、電力量料金、燃料費調整額、容量拠出金相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>(2) 電灯プラン B</p> <p>別表の基本料金、電力量料金、燃料費調整額、容量拠出金相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額といたします。</p> <p>(3) 低圧電力</p> <p>個別条件書の基本料金、電力量料金、燃料費調整額、容量拠出金相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額といたします。夏季に使用された電力量には夏季電力量料金単価を、その他季に使用された電力量にはその他季電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。</p>
<p>44. 本約款の実施期日</p> <p>本約款は 2024 年 5 月 1 日より施行するものとします。</p>	<p>44. 本約款の実施期日</p> <p>本約款は 2024 年 8 月 1 日より施行するものとします。</p>
<p>条文追加</p>	<p>第 7 表 容量拠出金相当額</p> <p>(1) 容量拠出金単価の算定</p> <p>イ. 容量拠出金</p> <p>容量拠出金は、電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」といいます。)の定めに基づき、広域機関が一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる同機関の会員に対して請求する、容量市場における供給力の確保に係る拠出金のことをいいます。</p> <p>ロ. 容量拠出金単価</p> <p>容量拠出金単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、容量拠出金単価の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。</p> <p>容量拠出金単価 = $D \div E \times (1 + \text{消費税率}) \times \text{二の調整係数}$</p> <p>D = ハの単価適用開始の前年 12 月に広域機関から示される容量拠出金仮請求総額(税抜)</p> <p>E = ハの単価適用開始の前年における 1 月から 12 月まで 1 年間の当社の電力供給量(kWh)</p>

	<p>ハ. 容量拠出金単価の適用</p> <p>口に定める容量拠出金単価は、当該容量拠出金単価を当社が発表した年の4月請求分から翌年の3月請求分までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>二. 調整係数</p> <p>お客様の負担割合に、広域機関から示される容量拠出金仮請求総額と容量拠出金請求額との差額、容量拠出金に係る還元額及び追加請求額等が発生した場合、それらを加味したものです。</p> <p>(2) 容量拠出金相当額の算定</p> <p>容量拠出金相当額は、その1月の使用電力量に(1)口に定める容量拠出金単価を適用して算定いたします。</p> <p>(3) 容量拠出金単価のお知らせ</p> <p>(1)に定める容量拠出金単価及び、調整係数は、当社が適当と判断する方法により、事前にお知らせいたします。</p>
第7表 解約、解約手数料	第8表 解約、解約手数料
第8表 使用電力量の協定	第9表 使用電力量の協定
第9表 日割計算の基本算定	第10表 日割計算の基本算定
第10表 契約種別	第11表 契約種別